

安倍新政権と「教育基本法の危機」

——安倍晋三首相の「教育の再生」論に対する全面的批判のために

2006年10月7日

教育基本法「改正」センター論説員 T・K

第1節、教育基本法「改定」問題と「義務教育の構造改革」。

①教育基本法「改正」法案をめぐる重大局面。

自民党の安倍晋三新総裁（第21代総裁）が、第90代総理大臣に就任し、組閣をおこなった。文部科学大臣には、自民党伊吹派の会長である伊吹文明・元労相が就任した。自民党伊吹派（志師会、旧・江藤亀井派）は、自民党森派（清和政策研究会）と同じく教育基本法の「改定」を強く主張している政治集団である。そして教育再生担当の首相補佐官には、山谷えり子議員（前・内閣府大臣政務官）が就任した。また、青少年育成担当相を兼務する内閣府特命担当大臣には、自民党森派の高市早苗・元衆院文部科学委員長（元経済産業副大臣）が就任し、同じく自民党森派の下村博文・元文部科学大臣政務官が内閣官房副長官に就任した。これらの政治家のうち、下村博文内閣官房副長官は、教育基本法改正促進委員会の委員長代理であり、高市早苗内閣府特命担当大臣は、教育基本法改正促進委員会の副委員長であり、山谷えり子教育再生担当・首相補佐官は、教育基本法改正促進委員会の理事である。しかも、この3名とも、教育基本法改正促進委員会の起草委員会のメンバーであり（下村氏は、同議員連盟による改正案の起草委員長）、この起草委員会は『教育激変』（明成社）という本を刊行している（06年4月29日）。このように、安倍内閣は、教育基本法を「改定」し、トップダウン方式の「教育改革」をすすめるためのシフト（布陣）を再編・強化しているのである。

周知のように、安倍首相は、教育基本法「改定」に執念をもっている政治家であり、抵抗勢力や強い反発を排除してでも、独自の「教育の再生」策や「教育改革」論を具体化し、それらを「待ったなし」で実現しようとしている、たいへん危険なタカ派政治家である。安倍氏は、週刊誌への「特別手記」の中でも、「私が総理になった暁には、まず教育改革に着手したい。目の前にある教育

基本法の改正案を成立させる。さらに教育の再生の施策をまとめていきたい」としており（安倍晋三『総理』という大志』『週刊新潮』06・9・28号）、内閣総理大臣就任の記者会見においても、「私の内閣でしっかりと進めていく重要な政策の一つが教育の再生であります。すべての子どもたちに高い水準の学力と、そして規範を身に付ける機会を保障していかなければなりません。そのためには、だれもが通うことができる公立学校をしっかりと再生していきたいと思います。まずは、この臨時国会において教育基本法の改正を成立させ、そして叡知を集め、内閣に教育再生会議を発足させたい。そしてしっかりと教育再生改革に取り組んでまいりたい」と語っている（9月26日）。

戦後日本には過去にも、教育基本法「改正」に執念をもっていた政治家が首相になった事例はある。1980年代の中曽根総理、2000年の森総理の場合である。しかし、中曽根内閣は、教育基本法「改正」を打ち出すことなく、教育基本法の「政府解釈」を重視する政策のみにとどまった。また、森内閣は、教育改革国民会議で教育基本法の「見直し」をはっきり打ち出したものの、教育基本法改定案を提出することはできなかった。この点、安倍内閣は、前・小泉内閣が、「教育基本法全面改定案」を国会に上程する中で誕生した政権である。重大な問題は、前・小泉首相が郵政民営化に執念をもって「構造改革」を進めたように、安倍首相は、「教育基本法改定」と「新憲法の制定」に並々ならぬ執念をもっている点である。

②安倍首相の「教育の再生」策と「義務教育の構造改革」。

安倍首相は、総裁選で「教育基本法改定」問題と連動して、独自の「教育政策」をうちだしている。この点、『東京新聞』は、以下のように報道している（06年9月21日付朝刊）。

「安倍氏は、教育改革と憲法改正を最優先政策と位置づけている。総裁選で『教育再生は待ったなしだ』と訴えてきた安倍氏は選挙直後の記者会見で、臨時国会では継続審議になっている教育基本法改正案を最重要法案とする考えを強調した。同法案は、『愛国心』や『公共の精神の尊重』『伝統の継承』などが盛り込まれている。近著『美しい国へ』で、自国に誇りを持つ若者が少ないことを嘆き、『教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家を作ることだ』とする安倍氏。同法案の成立は、政権公約に盛られた『高い規範意識』習得の第一歩ととらえているようだ。教育改革のもう一つの柱とする学力向上に向けては、10月中にも私的諮問機関『教育改革推進会議』（仮称）を発足。教員免

許の更新制導入、子どもや父母が学校を選べるバウチャー（利用券）制度創設などの議論を進め、関連法案を提出していく見込みだ」。

安倍首相の「教育改革」論議は、非常に〈ナショナルなもの〉であり、多分に〈新保守主義・新国家主義的〉なものだが、同氏が、総裁選で打ち出した「教育の再生」論の基調（#註）は、財界の要請・要望をうけた「人材の育成」論そのものであり、その多くは〈新自由主義的な教育改革〉論といえる。

#註＝安倍氏の総裁選に向けた宣伝物には、『百年の計』の教育再生スタート」とあり、「すべての者に高い学力と規範意識を身につける機会の保障（数学、理科、語学など基礎学力再強化プログラム、公教育の充実・強化）」「高校、専修学校、高専等における社会ニーズにマッチした教育体制の強化」「大学、大学院の国際競争力強化と国際連携推進」「研究開発機関の再編強化」「学校・教師の評価制度の導入」「学校教育における社会体験活動の充実」と書かれている。

安倍氏がすすめるようとしている〈新自由主義的な教育改革〉問題に関連して、同氏は自著『美しい国へ』（文春新書）の中の「教育改革のための戦略とは」という節で次のように書いている。

「構造改革を実効あらしめるには、目標を設定し、実行し、評価し、それを次の目標に反映させる、というサイクルがしっかりしていなければならない。義務教育の構造改革は、まず国が目標を設定し、法律などの基盤を整備する。つぎに市町村と学校の権限を拡大して、実行可能にし、最後にその成果を検証する仕組みがあってはじめて完了する」（208頁）。

安倍氏が論じているように、「義務教育の構造改革」は、国家が「教育の目標」やその基準（スタンダード）を決定し、義務教育段階の学校間に競争的環境をつくりながら、それぞれの地域の「教育力」や各学校の「学校力」、あるいは個々の教員の「教師力」を互いに競わせ、最後にその成果を事後チェックし、検証・更新する教育システムの導入のことである（トップダウンで進められる「新自由主義的教育改革」）。この点、文部科学省も、「今回の義務教育改革は、『義務教育の構造改革』と位置づけ、目標設定から成果の検証までのサイクルを確立した点が新しい。検証の具体的アクションとして、40年ぶりの学力調査や学校評価を実施する。調査方法や公表の在り方、評価基準など検討課題も多いがしっかり取り組みたい」としている（「日本経団連タイムズ」06年1月26日付）。また、自民党政務調査会も、今年6月14日に、同党の文教制度調査会と文部科学委員会、そして新設した「学校教育特別委員会」と合同で、『国家戦略としての教育改革』と題する55ページの報告書を取りまとめており、その

中で、「国が目標設定を法定」し、その目標達成に向け「学校・市町村」に教育を実施させ、その上で「国による教育水準の評価」をおこない、「問題がある場合、国による改善措置の担保」のため、国に「法的権限」を付与するようにする、という「教育改革」論を打ちだしている。そして、自民党学校教育特別委員会の塩谷立（しおのや・りゅう）委員長は、「現在政府が国会に提出している新しい教育基本法に位置づけられる『教育の目標』の達成のため、幅広い議論のもと、教育振興基本計画を制定し、教育内容の改善と教育投資の充実を進める必要がある」としている。教育基本法改定についての政府案の第2条「教育の目標」は、全ての教科教育も含めて、約20の徳目に基づく道徳的な教育を推進するための条項なのであり、この条項は、〈政府案が「国家道徳強制法」という性格を備えた、たいへん危険な法案である〉ことを示している。また、政府案の第17条には、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め」とあり、第16条は「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」としている。つまり、首相官邸主導で政府が「教育振興基本計画」を策定し、それを国（文部科学省）がフリーハンドで〈教育施策策定・実施権限〉を行使するという仕組みになるのであり、政府案の第16条と第17条は、文字どおり「トップダウン方式の教育改革」をすすめるための、たいへん危険な条文である。これらは、政府案における第2条「教育の目標」の達成のため、第17条にある「教育振興基本計画」が官邸主導で策定され、国が直接的に「教育内容の改善と教育投資の充実」をすすめていく、という「トップダウン方式の教育改革」構想である。そして、政府案の第2条「教育の目標」と第17条「教育振興基本計画」とを結びつける条文として、政府案の第5条「義務教育」や第6条「学校教育」が位置づいているのである。

このように、安倍内閣は、新しい教育基本法を制定することによって、「義務教育の構造改革」を本格的に実施しようとしている、戦後初の政権なのである（「教育基本法改正」内閣）。実際、安倍氏は『美しい国へ』の中で、「ぜひ実施したいと思っているのは、サッチャー改革がおこなったような学校評価制度の導入である。学力ばかりだけでなく、学校の管理運営、生徒指導の状況などを国の監督官が評価する仕組みだ。問題校には、文科相が教職員の入れかえや、民営への移管を命じることができるようにする」としているのである（211頁）。

安倍首相の「教育再生改革」論議には、新自由主義的側面と新保守主義的・新国家主義的側面があり、安倍内閣における教育基本法「改定」問題の分析においても、両側面を視野にいれながら、批判的に考察する必要がある。本稿で

は、こうした点をふまえ、安倍晋三首相の文教政策と教育観について、さらに考察をすすめることにする。

第2節、安倍晋三首相の「教育の再生」論と教育基本法「改定」

論—「新自由主義的教育改革」の側面も視野に入れて。

①安倍晋三首相の文教政策と教育観——「所信表明演説」から。

安倍首相は、自民党幹事長時代に「日本政策研究センター」の伊藤哲夫所長からのインタビューをうけているが(チャンネル桜の『『明日への選択』アワー』)、その際、晋三の「晋」は、「私の父の晋でもあり、高杉晋作の晋でもある」と語りながら、「吉田松陰先生はいわゆる尊敬、崇拝の対象」であるとし、「本当に吉田松陰先生がいなければ、明治維新はなかった」し、その後の「明治国家もなかった」と語っている(安倍晋三「改憲への精神が日本の活力源」、日本政策研究センター編『明日への選択』誌04年9月号)。そして、安倍首相は、初の所信表明においても、同氏が尊敬する「吉田松陰」をとりあげながら、「教育再生」に力を入れていく問題について、以下のように演説している(06年9月29日)。

「私がめざす美しい国・日本を実現するためには、次世代を背負っていく子どもや若者の育成が不可欠です。ところが、近年、子どものモラルや学ぶ意欲が低下し、子どもをとりまく家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家・社会をつくることです。吉田松陰は、わずか3年の間に、若い長州藩士に志をもたせる教育をおこない、有為な人材を多数産出しました。小さな松下村塾(しょうかそんじゅく)が『明治維新胎動の地』となったのであります。家族、地域、国、そして命を大切にす豊かな人間性と創造性を備えた、規律ある人間の育成に向け、教育再生に直ちに取り組みます。まず、教育基本法(改正案)の早期成立を期します。すべての子どもに高い学力と規範意識を身につける機会を保障するため、公教育を再生します。学力の向上については、必要な授業時間数を十分に確保すると共に、基礎学力強化プログラムを推進します。教員の質の向上に向け、教員免許の更新制度の導入をはかると共に、学校同士が切磋琢磨して、質の高い教育を提供できるよう、外部評価を導入します。こうした施策を推進するため、我

が国の叡智を結集して、内閣に『教育再生会議』を早急に発足させます」。

安倍首相は、教育基本法改定の政府案の中にある「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」（前文案）という語句も使っているが、その際、「規律ある人間の育成」を追加している。また、安倍首相は、「基礎学力強化プログラム」の推進や「教員免許の更新制度」「外部評価制度の導入」にも言及している。そして、安倍首相は、特に「公教育の再生」を力説し、「内閣に『教育再生会議』を発足させる」としているのである。

②安倍首相の「教育の再生策（所信表明）」を分析する（その1、その2）。

安倍首相は、所信表明演説で、自らの「教育再生改革」の基調を明らかにし、衆議院本会議や参議院本会議で、教育問題の質疑をおこなっている。それらの本会議における質疑のやりとり等も少し参考にしつつ、安倍首相の「教育再生改革」論について、批判的に考察しておきたい。

第一に、安倍首相が「私がめざす美しい国・日本を実現するためには、次世代を背負っていく子どもや若者の育成が不可欠」としている問題である。安倍首相は、自らの内閣を「美しい国づくり内閣」と命名しているが、同時に、「美しい国・日本とは、伝統や文化や自然や歴史を大切にす国であり、自律と規範を知る凜とした国であり、未来にむけて成長しつづける、エネルギーを持ち続ける国であり、世界の国々から信頼され、愛される、リーダーシップを発揮する国である」等と説明し（06年9月20日、新総裁の初・記者会見）、所信表明演説では、それらを4点に整理している。

安倍首相は、自らの美意識に基づく国家理念を重視しているが、この美意識は、保守色の強いもののように感じられる。例えば、「教育正常化」運動（教育基本法改正、自虐的な歴史教科書の是正問題など）をすすめている教員団体である「全日本教職員連盟」は、『美しい日本人の心を育てる教育』が教育基本法に取り入れられようとしています。私たち全日教連は、特定のイデオロギーを教育現場から排し、教育専門職集団として『美しい日本人の心を育てる』教育活動を進めています」と強調しており（同団体のホームページ）、改憲をめざす統合右翼団体の「日本会議」も、「私達『日本会議』は、美しい日本を守り伝えるため、『誇りある国づくりを』を合言葉に、提言し行動します」としている（同団体のホームページ）。この点、安倍内閣が掲げる「美しい国・日本」論は、

象徴天皇制をはじめ、「日本の国柄」や「日本民族固有の伝統・文化」等の〈美しさ〉なるものを重視する諸団体の主張と類似しているのである。

第2に安倍首相が、「吉田松陰の話」をとりあげながら、「教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家・社会をつくること」と規定している問題である。「吉田松陰」については、自民党政務調査会が今年、6月にとりまとめた報告書『国家戦略としての教育改革』の中でも、「幕末の志士、教育者として名高い吉田松陰は、わずか1年半の松下村塾での活動により、多くの有為な人材を育成したことが知られる」と書かれており、安倍首相の所信表明演説も、これと酷似した表現を採用している。小泉前首相も、所信表明演説で、幕末期や明治期の若者たちについてふれたことはあるが、「教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家・社会をつくること」と規定したのは、安倍首相がはじめてのことである。安倍首相は、「品格ある国家・社会」(=「美しい国・日本」)なるものを先におき(国家像や国家理念の優先性)、そうした国家づくりのために「志ある国民を育てる」ことを重視しているのである。教育基本法改定の政府案の第1条「教育の目的」には「平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成」という一節があるが、「国家および社会の形成者として必要な資質」の中には、幕末の志士たちのように、「志ある国民としての資質」も含まれている、ということのようである(「立志」教育の再生)。また、望ましい人間像に関して、安倍首相は「家族、地域、国、そして命を大切にす豊かな人間性と創造性を備えた、規律ある人間の育成」を力説している。安倍首相は、「豊かな人間性」の中身を、「家族、地域、国」に帰属している意識を持った人間、そして「規律ある人間」と規定しているが、その具体的な中身は、教育基本法改定についての政府案の第2条「教育の目標」の中で、約20の徳目で、さらに詳しく規定されているのである。

③安倍首相の「教育の再生策(所信表明)」を分析する(その3)。

第3に、安倍首相が「すべての子どもに高い学力と規範意識を身につける機会を保障するため、公教育を再生します。学力の向上については、必要な授業時間数を十分に確保すると共に、基礎学力強化プログラムを推進します。教員の質の向上に向け、教員免許の更新制度の導入をはかると共に、学校同士が切磋琢磨して、質の高い教育を提供できるよう、外部評価を導入します」と語っている問題である。これらの問題については、何点かに分けて分析する。

〔ア〕、安倍首相の「高い学力」と「高い規範意識」重視策。

安倍首相は、「公教育の再生」として、「高い学力と規範意識を身につける機

会の保障」を力説している。まず、学力問題だが、安倍首相は、自著の中で「全国的学力調査を実施、その結果を公表すべきではないか。学力調査の結果が悪い学校には支援措置を講じ、それでも改善が見られない場合は、教員の入れ替えなどを強制的に行えるようにすべきだろう。学力テストには私学も参加させる。そうすれば、保護者に学校選択の指標を提供できる」等としている（『美しい国へ』209～210頁）。このように、安倍首相は、全国学力テストの実施によって、日本中の子どもと学校を、今以上に「過度に競争主義的な教育制度」のもとにおき、そして「学校選択」制を推進しようとしているのである。

次に、安倍首相が、公教育の世界を「高い規範意識を身につける」ための空間・場所に変えようとしている問題である。既に関係閣僚会議の一つである青少年育成推進本部は、青少年育成施策大綱を決定し（03年12月9日）、その中で、学童期と思春期の子ども達の「規範意識の醸成」施策の強化をうちだしており、教育基本法改定の政府案にも「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」という規定を入れている（「第6条」案）。こうした中で、この間、文科省と警察庁が「非行防止教室プログラム集」を合同作成し、学校現場に持ち込んでおり、文科省児童生徒課と国立教育政策研究所生徒指導研究センターが、「日本型ゼロトレランス」の導入に踏み切る、とする文書や報告書を出す事態にまで至っており、児童生徒に対する「出席停止措置」の徹底についての指導を強めはじめている（06年5月。「ゼロトレランス」とは、米国における「寛容さゼロ」の管理主義的生徒指導論で、「教育的配慮なし」の機械的な懲戒論。詳しくは、文部科学省児童生徒課「生徒指導メールマガジン」第16号と第20号、及び国立教育政策研究所生徒指導研究センターの報告書『生徒指導体制の在り方についての調査研究－規範意識の醸成を目指して－』）。この問題では、安倍氏は、内閣官房長官時代に青少年育成推進本部の「副本部長」を務めており、首相になれば、青少年育成推進本部の「本部長」に就任することになる。そして、安倍氏は、子ども達の「規範意識の醸成」施策の強化を、官邸主導で指示できる立場になるのである。

〔イ〕、安倍氏の「学校同士の切磋琢磨」論は、「学校間の競争の激化」のこと。

安倍首相は、「学校同士が切磋琢磨して、質の高い教育を提供できるよう、外部評価を導入します」と述べている。まず、安倍首相の「学校同士の切磋琢磨」論は、「学校間の競争の激化」のことにほかならない。また、安倍首相が言う「外部評価の導入」とは、地元住民による評価ではなく、「第三者評価」に関する機関が、学校に対する評価の基準をつくり、それを基準にして学校同士を競わせる仕組みの導入のことである。つまり、学校間の競争を強めるために、学校に対する国の評価基準（スタンダード）をつくるという「改革」である。そして、既に指摘したように、安倍首相は、「学力ばかりだけでなく、学校の管理

運営、生徒指導の状況などを国の監督官が評価する仕組み」の実施を目論んでいるのである（『美しい国へ』211頁）。

〔ウ〕、安倍首相の「ダメ教師には辞めていただく」論——「アメとムチ」による教員コントロール。

安倍首相は、「教員免許の更新制度の導入をはかる」とし、教師の適否を教員免許更新制によって点検しようとしている。安倍氏は、総裁選中、自民党青年局が主催した、9月14日の集いでも、「ほとんどの先生はまじめにちゃんと教壇に立って子ども達のために貢献していますが、やはり教師に向かない先生がいるのも事実ですから、免許の更新制度はしっかりと取り入れていかなければならない」と述べている。また、安倍首相は、自著においても「教員の質の確保」問題で、「教員免許の更新制度を導入するのも一つの方法」とし、「ダメ教師には辞めていただく」と力説している（『美しい国へ』210頁）。このように、安倍内閣は、現場教師に対する締め付け策などを、抜本的に強めようとしているのである。

また、安倍首相は、〈教師の問題は、教育再生にとっても重要課題であり、教師が意欲をもち続け、その態度を高めつつ、最大限の力を発揮してもらうことが大切。そのためにも、体系的な研修の充実、優秀な成果をあげた教師に対する優秀教員表彰の実施、能力・実績に見合った教員給与体系の検討など、教員の資質向上のための取組を、積極的に講じていく〉としている（10月4日、参院本会議、民主党・鈴木寛議員に対する答弁）。既に、自民党政務調査会は、「教員評価（努力するものには報い、資質に欠ける者は教壇から排除）」という項目の中で、「優れた教員は国として顕彰し、指導力不足教員への対応は一層厳格に行う」「優れた教員には昇給やボーナス増額、指導力不足教員には給与減額など、現場の教員評価を人事や給与などの処遇に反映させるよう促す」としており（前掲『国家戦略としての教育改革』）、安倍首相は、自党の文教政策を踏まえて国会で答弁しているのである。このように、安倍内閣は、国が設定した教員評価の基準（スタンダード）を設定しながら、「アメとムチ」による施策を導入し、学校現場の教員一人一人を、競争原理によって分断し、コントロールしようとしているのである。

④安倍首相の「教育の再生策（所信表明）」を分析する（その4）。

第4に安倍首相が、「教育の再生」に関する「施策を推進するため、我が国の叡智を結集して、内閣に『教育再生会議』を早急に発足させます」と述べていた問題である。

〔ア〕、「諮問会議」と「教育改革」。

『日本経済新聞』の9月21日付朝刊は、「官邸主導へ態勢増強」という見出し記事の中で、総理直属の教育改革推進会議（仮称）を「教育改革を論議する諮問会議」という名称で報道している。そして、『日経新聞』の場合は、首相官邸に設置される諮問会議が3つになる、としている（同紙の「首相官邸主導を目指す安倍氏の構想」の図から）。

- 「経済財政諮問会議」。
- 「教育改革を論議する諮問会議」。
- 「日本版NCS（国家安全保障会議）」。

安倍首相の私的諮問機関である「教育再生会議」の動向は、これから注視していかなければならないが、この問題にふれる前に、「諮問会議と教育改革」の関係について考察しておく。法律に基づき既に設置されている「経済財政諮問会議」は、経済財政政策に関し、民間有識者の意見を政策形成に反映させつつ、内閣総理大臣がそのリーダーシップを十分に発揮することを目的として、平成13年1月6日の省庁再編とともに、内閣府に設置されたものだが（首相官邸のホームページ「政策会議等の活動情報」）、全閣僚を構成員とする「経済対策閣僚会議」とは異なり、議員として参画している大臣は、首相、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣である。そして、この諮問会議は、内閣総理大臣を「議長」とした会議であり、日銀総裁と民間議員4名（財界人2名、経済学者2名）が参画している。毎回の「閣議」が約30分程度の会議であるのに対し、経済財政諮問会議は、約1時間半の会議をおこなっており、外部の民間議員が参画している「経済財政諮問会議」の開催（毎月4回程度）によって、小泉内閣の閣議は、以前の閣議に比べ実質化し、活性化していると指摘されている（城山英明「内閣機能の強化と政策決定過程の変容」、日本行政学会編『橋本行革の検証』ぎょうせい）。そして、〈小泉内閣の司令塔〉とまでいわれるようになった「経済財政諮問会議」では、たびたび教育問題も議題にしており、文教政策の方向性を決定しているが、その際には、文部科学大臣が「臨時議員」として諮問会議に参画している。例えば、2005年6月1日、「経済財政諮問会議」の民間議員4名（牛尾治朗、奥田碩、本間正明、吉川洋）は、「人間力の強化に向けた教育改革—我が国の将来を担う次世代の育成強化のために」を提出しており、同「諮問会議」は、この提案を基礎に議論を展開している。この文書は、「学校の評価システムの強化」（外部評価・評価結果の公表システム、全国的学力調査の実施）、「多様な人材の導入

による教員の向上、教育内容の多様化」(外部人材活用の拡大のための、教員免許の特例措置の拡大、職業教育や経済教育の積極的導入)、「学校間の競争促進と利用者の選択の拡大」(学校選択制の全国的な規模での本格導入、教育におけるバウチャー制度の導入、株式会社等の学校法人への参入)についての提言である。経済財政諮問会議の民間議員による、これらの提言は、「評価の充実」「多様性の拡大」「競争と選択の導入」を柱とするものであり、これらは、日本経団連が2004年4月に発表した「21世紀を生き抜く次世代育成のための提言—『多様性』『競争』『評価』を基本にさらなる改革の推進を一」に極めて忠実な「教育改革」論である。また、教育基本法全面改正の政府案が上程される前日、つまり、2006年4月27日の「経済財政諮問会議」では、民間議員4名が「人材の養成、確保について」という文書をだし、「将来の労働市場を担う国際的人材を質・量ともに確保する」とし、「2010年までに国際学力調査における世界のトップレベルの達成」「理数教育、ICT教育の充実」「小学校の英語教育の充実」等を提案しており、臨時議員として出席した小坂文部科学大臣(当時)も「人材の国際競争力の強化」という資料を提出している。

安倍氏は総裁選の公約の中で「数学、理科、語学など基礎学力再強化プログラム」をとりあげているが、その背景には、経済財政諮問会議における議論があったといえる。また、安倍首相は、所信表明演説で「外部評価制度の導入」にふれ、自著『美しい国へ』の中で「多様な人材が学校教育に参入できるようにすべき」と主張し(210頁)、教育におけるバウチャー制度の導入問題にふれているが、これら安倍首相が打ち出している「教育の再生」論の多くは、経済財政諮問会議で議論されている「財界の教育改革」論をベースにしているものなのである。

安倍首相は「官邸機能の強化というのは、政治の指導力＝リーダーシップを高めていくためには必要」「総理が決断をして、その決断がしっかり実行される体制が生まれなければならない」と力説しており(新総裁の初・記者会見)、首相官邸主導の改革論が、教育の世界に持ち込まれることになるのである。

安倍首相の側近の一人とされる下村博文衆議院議員(現・内閣官房副長官)は、かつて、「包括的な改革を『国家戦略としての教育』という観点に立って推進していくため、この際、総理直属の『教育改革推進会議』(仮称)を設けるべきである」と提言している(下村博文「国家戦略としての教育」、中西輝政監修・英国教育調査団編『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道』PHP、05年4月刊)。そして、この下村氏の提言も受けて、安倍首相は、総理直属の「教育再生会議」を発足させているのである。こうした事情を知っているからこそ、下村氏は、「安倍さんの教育改革は官邸機能を強化して行われる。文部科学省に任せてはピントがずれているし、時代の流れに合っていない。内閣ができ

たらずぐに首相主導の『教育改革推進会議』を設置して、来年の3月くらいまでに結論を出す。後は文科省に投げて中教審で議論してもらいにしても、根本的なものは作っていくということを考えている」と語ることができたのである（産経新聞、06年9月4日）。

なお、「経済財政諮問会議」の本間正明議員（大阪大学教授）は、「経済財政諮問会議のできた背景と問題意識」について「総合的な調整、企画・立案機能が我が国においては余りにも縦割り、積み上げ型になりすぎてスピーディな対応ができない」状態にあったので、「内閣あるいは総理大臣のリーダーシップをどのように入れ込んだスピーディな対応を可能とする意思決定のシステムを作り上げるかが一つの大きな課題であった」と語っている（「第2回内閣府 都道府県・政令都市関係部長等会議の基調講演」、経済企画協会『ESP』誌、05年5月号）。そして、安倍首相の「教育再生会議」構想も、本間氏と同じような問題意識に基づいているのである。

〔イ〕、「教育再生会議」をめぐる動向（10月7日時点）。

安倍内閣は、10月10日に「教育再生会議」の設置を閣議決定する。『朝日新聞』は、「安倍内閣は、『教育再生』を一連の教育改革の総仕上げと位置づけており、（教育再生会議の有識者委員には）重鎮を据えることにした」と報道しており（06年10月7日付朝刊）、同紙の速報版は、次のように報道している（06年10月7日速報版）。

『有名人』そろえて起用へ。教育再生会議委に安倍カラー：安倍首相が政権の目玉とする『教育再生会議』の委員に、シンクロナイズド・スイミング元五輪代表の小谷実可子氏、『百マス計算』を広めた陰山英男・立命館小副校長、『ヤンキー先生』で知られる義家弘介・横浜市教育委員が起用されることが固まった。さらに自らのブレーンである葛西敬之・JR東海会長も加え、安倍カラーをにじませている。委員には、劇団四季の浅利慶太代表、東京大学の小宮山宏総長、資生堂の池田守男相談役らも就任する見通し。教育バウチャー（利用券）制度に前向きな白石真澄・東洋大学教授や、学校評価制度に熱心な京都市の門川大作・教育長らも起用。座長にはノーベル賞受賞者の野依良治・理化学研究所理事長が就くことがすでに決まっている。小谷氏は88年のソウル五輪で銅メダルを獲得した。05年には日本オリンピック委員会（JOC）の理事になっている。陰山氏は兵庫県の山間にある小学校で教諭を務め、音読や早寝早起きなども提唱してきた。義家氏は、暴力事件で高校を退学したが、中退者や不登校の生徒を受け入れている高校に入り、大学を卒業後、教師になった。

葛西氏は、首相を囲む経済人の集い『四季の会』の中心人物。改憲論者としても知られる。浅利氏は中曽根元首相らと親交が深く、教育改革国民会議委員などを歴任。小宮山氏は産学連携などを打ち出し、『大学改革の仕掛け人』と言われた。池田氏は東洋英和女学院理事長でもある。教育再生会議は週明けの10日に設置が閣議決定され、委員が発表される。第1回会合は再来週になる見込み」。

この記事によると、「教育再生会議」に参画する有識者委員には、「教育バウチャー制度に前向きな大学教授」や「学校評価制度に熱心な教育長」、あるいは、「元・教育改革国民会議メンバーの文化人」、「憲法改正論者である財界のブレーン」、「産学連携に熱心な『大学改革の仕掛け人』」らが就任するようである。教育バウチャー制度に積極的な白石教授は、政府の「規制改革・民間開放推進会議」の委員であり、学校評価制度を推進している、京都市の門川教育長は、東京・品川区の若月秀夫教育長と共に、「全国小中一貫教育連絡協議会」を立ち上げるなど、〈地域における新自由主義的教育改革〉を推進している教育長である（門川教育長は、5月30日の「教育基本法に関する特別委員会」に参考人として出席し、学校現場の合意抜きトップダウン方式で進めてきた「京都市の教育改革」を自画自賛している）。

また、森内閣の「教育改革国民会議」のときの座長は、ノーベル賞を受賞した物理学者の江崎玲於奈氏であったが、安倍内閣の「教育再生会議」の座長には、同じくノーベル賞を受賞した化学者の野依良治氏が就任するようである。かつて文部科学省の顧問を務めたこともある、臨床心理学者の河合隼雄氏（文化庁長官）は「野依さんとは文部科学省の会議でよく一緒になり、不思議に意見が一致するので面白いと思っていた」と語っており（河合対談集『いのちの対話』潮出版社）、河合氏が作成した道德の国定教材「心のノート」小学校高学年用には、〈野依良治氏からのメッセージのみを掲載しているページ〉もある。このように、野依良治氏は、国の文教政策に深く関与してきた有識者の一人なのである（元・中教審委員）。「教育再生会議」は、総理大臣直属の「会議体」であり、同会議には、安倍首相、山谷えり子首相補佐官、伊吹文明文科相をはじめ、政府関係者が毎回、参画することになる。

⑤安倍首相の「教育の再生策」を分析する（その5）。

第5に、安倍氏が総裁選中にふれていた「教育改革」論のうち、衆参の本会議で審議されていない問題についてふれておく。

〔1〕、教育再生には、大きな反発があるだろうが、「持ったなし」を進める。

まず、9月14日の自民党青年局主催の集いの場で、安倍氏が、持論の「教育の再生」策を説明したのちに、「教育改革につきましては、おそらく大きな反発があるかもしれませんが、私は、もう『持ったなし』なんだろう、こう思うわけでありまして、しっかりと、この政策を、教育の再生に向けて前に進めていく決意でございます。やはり人材を育成していくのは、国の基本中の基本の政策でなければならない、と思うわけでございます」と強調していた問題である。

安倍首相は、現場教員から強い反発があることを覚悟のうえで、独自の「教育の再生」策を強引に進めようとしている。安倍首相は、自著『美しい国へ』の中で、かつてイギリスのサッチャー政権が、教育水準局を設置し、国が設定した「水準に達しないことがわかった学校は、容赦なく廃校にした」改革を高く評価し、「(当時) この改革は、現場教師から猛反対をくらうことになった。国会にはデモ隊が押し寄せ、教育大臣の人形が焼かれたり、教員のストが半年も続いたりした。しかし、サッチャーはいっさい妥協しなかった。そしてついに改革をやり遂げたのである」と絶賛している(204～5頁)。安倍氏は、保守系の論客たちから、〈日本におけるレーガンやサッチャーのような存在になってほしい〉と期待されている政治家であり、本人もそれを自覚している。例えば、高崎経済大学の八木秀次教授は、「安倍氏には英国にサッチャーが、米国にレーガンが現れ、国家を再生させたように、日本が日本たりうるための、“保守主義革命”を起こす象徴的存在になってほしい。私はそう願っている」と書いている(「“保守主義革命”の象徴たれ」、『ボイス』誌03年12月号)。そして、安倍氏じしん、そうした保守陣営からの期待や要望を受け止めているからこそ、「目標は和製サッチャー」と語る高市早苗氏と山谷えり子氏を重要ポストに指名したのであろう(稲田朋美、高市早苗、山谷えり子三氏参加の座談会「私たちは小泉チルドレンに非ず!、目標は和製サッチャーよ」、『諸君』誌、06年2月号)。そして、安倍氏は、現場教員から強い反発をうけるかもしれないような「教育改革」を、トップダウン方式で進めようとしているのである。

〔2〕、安倍氏が「大学の入学時期の9月への変更」を打ち出した理由。

次に、9月14日の集いで、安倍氏が「大学の入学時期の9月への変更」を打ち出した理由である。安倍氏は、「大学の入学を世界の大体の学校に合わせて9月にする必要がある」としているが、その理由を読みとくためには、彼の持論をとりだす必要がある。安倍氏は、カルロス・ゴーン氏との対談で以下のように述べており、この発言をみれば、その理由が明らかになる。

「高等教育については、日本は国際競争力を失いつつあるように思います。

競争力をつけるには、まず世界中の優秀な高校生が、日本の大学に入りたいと思えるようにしなければならないでしょう。すでに世界には成功例がいくつもあります。ニューヨーク大学だって、かつて目立たない地方大学だったんですが、一人の学長の出現で大きく変わりました。日本もこれから追いつくことは十分可能だと思います」（『安倍晋三対論集—日本を語る』PHP、20頁）。

つまり、安倍氏は、「大学の入学時期の9月への変更」を実施し、「大学の入学を世界の大体の学校に合わせ」、そして「世界中の優秀な高校生が、日本の大学に入りたいと思えるよう」な条件を整え、日本の高等教育における「国際競争力」を強化しようとしているのである。安倍氏は、「大学、大学院の国際競争力強化と国際連携推進」を総裁選の公約にしているが、この公約と「大学の入学時期の9月への変更」論は深く結びついているのである。

〔3〕、「大学入学の条件として、一定のボランティア活動を義務づける」？

前項の問題とかかわるが、9月14日の集いの中で、安倍氏が「入学時期の変更に伴う高校卒業から大学入学までの半年間については『ある程度ボランティア活動をしてもらうことも考えていく』」と語った問題である。この背景には、森内閣のときの教育改革国民会議が「教育を変える17の提案」をだし、その中で「奉仕活動を全員が行うようにする」と打ち出していた経過がある。そして、安倍氏は「モラルの回復」の一環として、「たとえば、大学入学の条件として、一定のボランティア活動を義務づける方法が考えられる。大学入学の時期を原則9月にあらため、高校卒業後、大学の合格決定があつてから、約3ヶ月間をその活動にあてるのである」としているのである（『美しい国へ』213～4頁）。また、今回、安倍氏は、政府の教育基本法改定案で「公（おおやけ）の精神」を重視していることとの関わりで「ボランティア活動」を提起しているといえる。実際、安倍氏は、党青年局主催の集いにおける質疑の中で、教育基本法改定案に書き込んだ「公（おおやけ）」という概念を持ってもらうための教育施策として、「高校卒業から大学入学までの半年間のボランティア活動」にふれているのである。

〔4〕、安倍首相の「学校教育の多様化」策。

安倍氏は、9月16日に「21世紀臨調」が主催した集いにおいて、「地域の人達が参加をする『コミュニティ・スクール』も広げていかなければならない」と述べている。「コミュニティ・スクール」とは、「新しいタイプの公立学校」のことであり、地域運営学校のことである。「コミュニティ・スクール」構想がうちだされたのは、教育改革国民会議の最終報告（2000年12月）においてであったが、翌年の1月、文部科学省は、21世紀教育新生プランで、「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）設置の促進」を打ち出す。さ

らに内閣府に設置された総合規制改革会議が2001年12月の答申で「多様化と需要者による選択の確保」を根拠に、コミュニティ・スクール設置にむけた具体的な方向性をうちだすことになる。こうした中で、「コミュニティ・スクールの設置」が可能となる教育法規が改定されるのである（04年6月、地教育法の一部改正）。「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」は、「公的分野の規制緩和」の流れの中で生まれた学校である。従って、地域のニーズに応える学校という名目で進められているものの、「教育の市場化」がすすめられ、教育産業をはじめとした企業などが、公教育の世界に参入する事態が生まれることになり、教育の公共性が崩されることになってしまうのである。安倍氏は、『美しい国へ』の中で「学校運営の改革という面では、校長の権限の拡大と、保護者の参加が求められている。地元住民や地元企業が学校の運営に参加できるようにすれば、さらに大きな意味がある」としている（211頁）。つまり、安倍氏は、「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」を視野に入れ、「学校運営の改革」問題を考えているのである。安倍氏は、以前より「学校教育の多様化ということも大事」と明言しているが（前掲『人づくりは国の根幹です』）、規制緩和による学校改革や学校運営の改革は、競争原理を持ち込みながら教育を活性化させようとする試みなのであり、この改革によって教育の多様化が急速に進むことになってしまうのである。

〔5〕、安倍氏が強調する「教育バウチャー制度」と〈学校選択制の拡大〉問題。

安倍氏は、自著『美しい国へ』「第7章、教育の再生」の「警戒すべきは、格差の再生」という節の中で、「対策のひとつとして期待されるのは教育バウチャー制度である」とし、「バウチャーとは、英語でクーポン券のようなものを言う。アメリカでは、私立学校の学費を公費で補助する政策をスクール・バウチャーと呼ぶ。それによって保護者はお金をあるなしにかかわらず、わが子を私立にも公立にも行かせることができる」と書いている（同書、225～6頁）。そして、安倍氏は「教育バウチャー制度」の導入策に積極的な姿勢を示している。ただし、「教育バウチャー制度」問題をめぐっては、自民党・総裁選挙の中でも争点になり、「自民総裁選候補3氏、教育バウチャー制度巡り激論」と報道されている（「朝日新聞」、06年9月17日）。「教育バウチャー制度」については、簡単に説明されることも少なくないが、ここでは、教育学辞典の定義をみておこう。

「教育バウチャー制：子どもの学校に要する経費を補償するバウチャー（証書）を当局から交付された親は、それを自分が選択する学校に提出し、学校は親から受け取ったバウチャーを当局に提出して、それに見合う分の経費をもらい学校の維持・運営費に充てる、というもの」（『現代教育学事典』

労働旬報社、1988年刊。但し、「ヴァウチャー」という表記は、全て「バウチャー」という表記に変えている）。

この定義を読めば明らかであるが、学校選択制とセットの教育バウチャー制度を考えると、この制度は、人気のある学校には、生徒と共にバウチャーがあつまり、人気のない学校には、生徒と共にバウチャーもあまり集まらなくなる教育システムといえる。そして、人気のない学校には、「学校の維持・運営費」があまりこなくなる制度なのであり、その結果、学校間に格差ができてしまうことになるのである。『現代教育学事典』は、「この構想は、学校の公共的維持こそが教育の官僚化・集権化と教育荒廃の原因だとし、自由な市場競争による教育取得を主張するM・フリードマンによって最初に提唱された」ものであり、「彼の構想は、標準バウチャーへの親や学校の私的つけ加えをも認めるもので、これによって、親の私的努力と教育選択の自由が増して教育への親の統制が拡大すること、学校が親の支持をめぐって競争するため、教育の質が高くなる、と主張する」と解説する。以上の解説から、教育バウチャー制度は、経済力のある親に有利な制度であり、同時に、学校間競争を激化させる制度であることがわかるだろう。経済学者のM・フリードマンは、新自由主義の旗手の一人だが、彼の主張に対しては、「選択の拡大といっても、どのような学校を選ぶかは、家庭の経済力の差によって大きく影響され、また、その選択が社会的階層の文化性に強く規定されるため、社会的不平等と階層間の乖離を拡大・固定化すること、生徒と学校・教職員の流動化が高まり、学校教育の安定性・継続性という点からも多くの問題がある等の批判がだされている」のである（『現代教育学事典』）。このように、教育バウチャー制度を丁寧にみれば明らかになるが、この制度は、安倍氏が語るように、格差社会の固定化をくい止めるものではない。逆に、教育分野における格差社会（社会的不平等）状況を拡大し、固定化させてしまう教育制度なのである。

第3節、安倍晋三首相の「教育基本法改定」論のいくつかの特徴

一特に「新保守主義的・新国家主義的な教育改革」について。

①「占領時代の残滓を払拭する」という考え。

まず、「憲法と教育」とのかかわりで、安倍氏の教育観の問題点について、い

くつか指摘しておきたい。

第一に、安倍首相が「戦後体制からの脱却」を強調しながら、教育基本法「改定」と「新憲法制定」を実現しようとしている問題である。例えば、民間教育臨調や教育基本法改正促進委員会などが2004年11月29日に開催した「教育基本法改正を求める中央国民大会」において、当時、自民党幹事長代理であった安倍晋三氏は、以下のように挨拶し、「われわれは教育改革をスタートするに当たって、まず、この基本である教育基本法を変えなければならない」と強調している（なお、このときの安倍氏のスピーチの全模様は、「アジアプレスネットワーク」のサイトにおいて「動画」で確認することができる）。

「ご紹介いただきました自由民主党幹事長代理の安倍晋三でございます。自由民主党を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。来年わが国は敗戦から60年を迎えるわけでございます。占領軍がいるときに、この教育基本法は占領下においてできた。そして憲法が成立をし、戦後体制が整ったわけです。占領をうけているときにできた体制がこのまま延々と続いている。これはまさに占領時代の残滓といえる、こう思うわけです。60年というのは一つの周期であります。これを期に我々はそこから脱しなければいけない、と考えています。ですから、われわれ自由民主党は今年の衆議院選挙においての党の公約においても、また参議院選挙の党の公約においても、教育基本法の改正と、そして憲法の改正を公約に謳っているところであります(後略)。

安倍氏は、憲法・教育基本法を「占領時代の残滓(ざんし)」と決め付けているが、数年前に、「占領時代の残滓」と語っていた問題を前・国会において追及された際、その事実を、少しはぐらかしている(6月2日、「教育基本法に関する特別委員会」、共産党の笠井議員の質問への答弁)。ただ、安倍首相は、10月4日の参議院本会議で、社民党の福島議員から「戦後体制からの脱却の意味」について問われ、「それは、『占領期につくられた憲法や教育基本法はかえてはならない』という先入観をもった時代から脱却すべき、という意味だ」という答弁をしており、憲法「改定」と教育基本法「改定」の姿勢をはっきりさせているのである。

②「憲法の平和主義」に対する敵対と「教育基本法・前文」批判。

第2に、安倍氏が「日本国憲法の平和主義」への敵対姿勢をあらわにしなが
ら、「教育基本法の前文」への批判を展開している問題である。例えば、安倍氏

は、憲法前文の「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」の箇所に対して、「敗戦国の連合国に対する“詫び証文”のような宣言」等と批判し、〈日本国憲法の平和主義〉を批判している（『美しい国へ』、122頁）。また、安倍氏は、『正論』誌上（05年1月号、産経新聞社）の座談会で、教育基本法の前文を引用しながら、その箇所を次のように批判している（前掲『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道』）。

「基本法前文は、『われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである……ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立する』と書かれています。しかし、そこで実現を目指すという憲法の理想や精神は、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……』という前文にみられるように、国際情勢の認識に全く合致しない認識に基づく空理空論に過ぎないことを、今や多くの国民が理解しています」。

安倍氏のブレーンの一人と目されている八木秀次高崎経済大学教授（憲法学）も、拉致事件をとりあげながら、「日本国憲法は前文で外国勢力を『平和を愛する諸国民』と位置づけているが、その世界認識とは全く正反対なのが現実であることを国民に見せ付け、日本国憲法の限界がはっきり露呈された」等とし（『国民の思想』産経新聞社、322頁）、「現行憲法が前提とする対外認識に大きな変更が必要であることを突き付けている」等と論じている（同書298頁）。同じように、安倍氏の場合も、「北朝鮮」問題を利用しながら、「憲法の平和原則」を批判し、そして「教育基本法の前文」を批判しているのである。安倍氏は、「憲法の理想や精神は、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……』という前文にみられるように、国際情勢の認識に全く合致しない認識に基づく空理空論」等と批判しているが、最近刊行した自著の中でも『『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう』と決意した』のくだり」をとりあげ、この部分について「日本国民の安全と生存は、諸外国を信用して、全てを委ねよ、というわけである」等と批判している（『美しい国へ』、122頁）。このように、安倍氏は、現行憲法の前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義」という箇所を、「平和を愛する諸国の公正と信義」という意味であるかのように意図的、作為的に読みかえているのである。しかし、「平和を愛する諸国民」とは、英文で読めばはっきりするように「the peace - loving peoples of the world」のことであり、〈平和を愛する世界中の人々〉のことであり、つまり、

憲法前文は、〈平和を愛する世界中の人々の公正と信義に信頼して〉という意味の文章を採用しているのである。つまり、「『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した』のくだり」は、世界平和を切実に求めている「国際情勢の認識に全く合致する認識に基づくもの」なのであり、安倍氏が言うような「空理空論」等ではない。そして、教育基本法は、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」と明記し、憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とし、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と格調高く宣言しているのである（われらの教育宣言）。

③「憲法の理念を実現する人間の育成」への批判問題。

第3に、安倍氏が、「憲法の理念を実現する人間の育成」という「教育基本法の根本理念」に対する批判を展開している問題である。安倍氏は、オリックス会長の宮内義彦氏（「規制緩和・民間開放推進会議」議長）との対談において、次のように発言している（『ボイス』誌、03年7月号、対談「憲法改正で信頼される国へ」、『安倍晋三対論集』PHP研究所）。

「憲法の理念を実現する人間を育成するためにつくられたという点で、教育基本法は憲法といわばワンセットの関係にあります。ですから、当然これも、いまの時代にふさわしいものに変えていく必要があります。教育基本法は1条から11条までと非常に短いものですが、どの条項もそれなりに立派なことが書いてあります。しかし、読んでいても、『これが日本の』教育基本法であるといった香りがまったく漂ってこないのです。例えば、国家とか地域、歴史、家族の大切さといったものが、まったく書かれていないからです。そして、（中略）『公のために奉仕する』という価値観についても、いっさい触れられていません。そうした点からも、新しい教育基本法をつくっていく必要があると思います」。

このように見れば明らかなように、安倍氏の「新しい教育基本法の制定」論は、『公のために奉仕する』という価値観や「国家とか地域、歴史、家族の大切さといったもの」を基本法に書き込み、〈日本の香りが漂う教育基本法〉に変えるという点にこそあるのである。そして、安倍氏は、現代日本を「憲法改

正で信頼される国へ」と変えていくために、この問題に執念をもっているの
であろう。

しかし、前・国会で、政府・文科省は、〈憲法理念の枠内での教育基本法改定
である〉と理屈づけている。仮に、この理屈どおりであれば、安倍氏らが「新
しい教育基本法」に挿入しようとしている『公のために奉仕する』という価値
観」やその優先論は、日本国憲法の、どの条文に照応しているの
であろうか？。非常に疑問である。それとも、政府・文科省は、憲法を改定したり、憲法理念
を変更したりするために、その先取りとして、教育基本法の改定を位置づけて
いるの
であろうか？仮に、それが本心なのであれば、政府・文科省は、国会で、
その本心を明確にしなければならないであろう。

④安倍晋三氏と「日本の国柄」教育論、そして「清和政策研究会（自 民党森派）」の教育基本法「改定」論。

次に、安倍氏の教育基本法そのものへの批判論の問題をとりあげること
にする。安倍晋三首相の教育基本法「改定」論の根底には、清和政策研究会（自
民党森派）の教育基本法「改正」論がある。例えば、安倍官房長官（当時）は、「教
育基本法に関する特別委員会」で、自民党・稲田議員の質問に以下のように答
弁している。

「この教育基本法におきましても、例えばこれは、町村筆頭理事が冒頭の質問
でも指摘をしておられましたように、個人の尊厳、個人の権利、個人について
の言及、そして人類普遍の原理については言及があるけれども、そのまさに真
ん中の胴体部分である、例えば家族とか、郷土に対する誇り、国に対する思い、
あるいは伝統や文化、歴史、そういうものへの言及がないではないかという観
点から、今回、前文にも、あるいはまた教育の目標の中にも、公共の精神ある
いは伝統を継承等々の文言が入ってまいるわけでございます。そういう意味に
おきましては、まさにこれは、私どもが新たな未来を創造していくにふさわし
い基本法の改正ではないか、こう思っているわけでありまして、それはやはり、
この60年間を今まである意味では反省した中における結論でもあるんだ
ろうと、こう思っております」（06年5月26日「教育基本法に関する特別
委員会」議事録）。

「教育基本法に関する特別委員会」の町村筆頭理事（元文科相）は、200

6年5月21日のNHK討論会「教育基本法改正を問う」の中で、現行法を批判し、「現行法には個人と普遍的人類の観点しかなく、その中間のものが抜け落ちている」等と発言し、5月24日の「教育基本法に関する特別委員会」においても、「現行の教育基本法は、個人というものがあり、それから普遍的な人類というものがあり、その中間をつなぐ、国家でありますとか、あるいは家庭でありますとか、郷土、こういったものがすくとんと抜け落ちている」「あるいは伝統というものも抜け落ちており」「余りにも個人中心主義というものが表に出すぎている」等と述べ、現行法の理念を歪曲しながら、現行法を批判し、そして政府案を評価している。

安倍晋三国務大臣の現行法批判は、安倍氏自身の答弁でも明らかなように、上記の町村発言と全く同じ視点・構造のものである。そして、これらの考えは、実は、森喜朗元首相の議論と完全に同一のものなのである。実際、森元首相は「教育基本法の理念に欠けていたものは、『国家』『郷土』『文化』『家族』『自然の尊重』であり、その理念で過度に強調されたものは、『個人』と『普遍的人類』であった」等と力説しているのである（前掲『人づくりは国の根幹です』）。

安倍氏は、5月24日の午後におこなった清宮龍氏（内外ニュース会長）との対談において、「(教育基本法には)、一見、立派なことが書いてある。事実、立派なことが書かれてあるのですが、これは、個人の権利等々が書いてあって、そこから急に人類普遍の価値に飛ぶんですね。原理に飛んでいく。そこには、大切にしなければならない家族であったり、あるいは郷土であったり、あるいは自分たちが紡いできた歴史や伝統や文化であったり、そして国であったり、そういうことがすつぽりと抜け落ちている。そこをしっかりと子どもたちに教えていくことはとっても大切ではないか。日本人として生まれたことに誇りを持つことについて、そうしたこともやっぱり教えていくことが大切ではないか」と語っている（対談「サミット後に私の考えを一これからの政治」、『じゅん刊・世界と日本』誌1070号、内外ニュース社）。

このように、安倍首相の頭脳には、「自民党森派」特有の教育基本法批判論が深く刷り込まれている。特に安倍氏の場合、繰り返し「美しい国・日本を目指す」と言及し、自分の内閣を「美しい国づくり内閣」と命名しているが、この「日本像」は「教育の再生」論と深く結びついている。つまり、「美しい国・日本」の再生・再興のために、「美しい日本人づくり」のための「教育の再生」が不可欠ということなのである。安倍氏は、「美しい国・日本とは、伝統や文化や自然や歴史を大切に作る国であり、自律と規範を知る凜とした国であり、未来にむけて成長しつづける、エネルギーを持ち続ける国であり、世界の国々から信頼され、愛される、リーダーシップを発揮する国である」等と説明し、所信表明演説では、それらを4点に整理しているが、安倍氏は、現行の教育基本法

には、「美しい国・日本」の担い手をつくる「真ん中の胴体部分」がないと考え、現行法を批判しながら、現行法を何としても改定（＝改悪）しようとしているのである。

安倍氏は、自著の中で「日本では、天皇を縦糸として歴史という長いタペストリーが織られてきたのは事実」「日本の国柄をあらわす根幹が天皇制である」と力説している（『美しい国へ』84、101頁）。つまり、安倍氏は、天皇制を中心とする「伝統や文化や歴史を大切にする」教育＝「日本の国柄」教育を考えているのである。また、安倍氏は、『正論』誌上（05年1月号）の座談会で、「基本法は、『無国籍』だとよく言われるように、日本の歴史や国柄は一言もふれられていない。いってみれば、日本の香りがしない」とし、「GHQの民間情報局の干渉によって」「日本人としての自覚やアイデンティティーを育てる視点が全く欠落してしまいました」等と述べている（前掲『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道』）。結局、安倍氏は、現行の教育基本法を改定し、〈改定教育基本法〉の中に「日本の歴史や国柄」を書き込み、「日本人としての自覚やアイデンティティーを育てる視点」を挿入しようとしているのである。

このように考察すれば明らかになるが、安倍氏が、〈改定教育基本法〉の中に挿入したい「真ん中の胴体部分」の正体は明らかだろう（「国定日本文化」論と「民族国家」論）。

現行の教育基本法は、「憲法の理想は、教育の力に待つべきもの」「真理と平和を希求する人間の育成を期する」と明記しているが、同法は、〈広い領域で育成された人間が、はじめて国家及び社会の良い形成者となることができる〉という見地に立脚している（教育法令研究会編『教育基本法の解説』1947年刊）。つまり、〈ゆたかな人間教育をすすめて、それを保障してこそ、子ども・青年は「憲法の理想」を実現していく担い手に育つのだ〉としているのである。その意味で、憲法の理想の実現をめざす「現行・教育基本法」は、「真ん中の胴体部分」がしっかりしているのである。

そして、このように考えれば、安倍氏が、現行法の「真ん中の胴体部分」をそっくり入れ替えようとしていることも明らかになるだろう。

なお、現行教育基本法は、「憲法の理想」を実現するために作られたものであるが、戦後日本の「新憲法は単なる法律ではない。人間尊重の精神と民主主義の原則の上にならば、古い天皇制に变革を加え、主権在民を高唱し、戦争放棄を誓って、侵略主義、軍国主義の復活をおさえ、国際平和への道を明らかにしている」法律なのであり、「新しい社会関係、人間関係の基礎となるべき多くの要素をもっている」法律である（文部省『解説・児童憲章』1951年より）。

そして、教育基本法は、憲法の中にある「新しい社会関係、人間関係の基礎となるべき多くの要素」を、戦後日本の国民生活や教育の世界の中に根づかせ

るために作られたものなのである。従って、現行の教育基本法に対し、「個人と普遍的人類の観点しかなく、その中間のものが抜け落ちている」等と批判すること等、本来できないのである。例えば、現行法の第2条には、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」とある。このように、教育基本法は、学校教育・社会教育の違いを問わず、教育という営みを、学ぶ者（子ども）と教える者（教師）とが「自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する」営みとして捉えているのであり、教育という営みにおける、人と人が互いに学び問ひあう自由な関係性を、たいへん大切にし、尊重しているのである。

また、現行法の前文には「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」と明記されているが、「個性ゆたかな文化」の中には、伝統的な文化も含まれているのであり、現行教育基本法は、一般的な意味での「伝統文化」を否定しているのではない。

つまり、教育基本法が想定する〈教育という営み〉は、一安倍氏らが批判するように一、「個人の尊厳」と「普遍的人類」だけで成り立っているのではないのである。

⑤「ナショナリズム」（愛国心）と「宗教的情操」教育の重視。

安倍氏の教育基本法「改定」論では、「ナショナリズム」（愛国心）と「宗教的情操」教育も重視されている。安倍大臣は、「教育基本法に関する特別委員会」において、野党議員（横光議員）の質問に対し、以下のように答弁している。

「我が国の郷土の歴史や文化や伝統について理解を深め、尊重し、そしてそれをはぐくんできた我が国や郷土を愛する態度を養っていくことは、国家、社会の形成者として必要なものである、そしてまた、（中略）国際社会を生きていく上においても極めて重要である、そういう人物こそ真の国際人ではないかというふうに私も思うわけでございます。そのために、本法案におきまして、我が国と郷土を愛する態度を養うことを規定したわけでございます」（06年5月26日、特別委員会の議事録）。

また、6月5日の「教育基本法に関する特別委員会」においても、野党議員（保坂議員）の質問に対し、安倍大臣は、以下のように答弁している。

「私の印象では、むしろこの戦後60年間、自分の国に対していとおしく思う、あるいは、自分が生まれた国を誇らしく思うという感情が否定される風潮が強かったのではないかという気がいたしているわけであります。つまり、国を愛する態度を涵養していく、あるいは国を愛する心でもいいんでしょうけれども、それはどういうことかといえば、日本という国の歴史や文化や伝統に対する知識を深めていく、そして自分をはぐくんできた郷土であり、そしてまた、それは文化、歴史の連続性の中にあるわけでありますから、それを総体的に、自分はその一部の中ではぐくまれてきたという認識のもとにいとおしく思っていき、そしてその中で、もっとその地域をよくしていきたい、その国に住む人たちに連帯を感じ、そういう同じ国に住む人たちのために力になっていきたいという気持ちではないだろうか、そして、そういう行動をとっていく人たちのことを愛国者と呼ぶのではないかと、こう思うわけでございます」。

安倍氏の総裁選に向けた宣伝物「美しい国・日本」をみると、「政権の基本的方向性」のトップに「文化、伝統、自然、歴史を大切にす国」とあり、「新たな時代を切り開く日本に相応しい憲法の制定」「開かれた保守主義」「歴史遺産や景観、伝統文化などを大切にす」「家族の価値や地域のあたたかさの再生」と書かれている。このように、安倍氏は、「新憲法制定」問題を重視し、個人の価値や権利よりも、共同体への帰属意識や共同体への責任・義務を重視する「保守主義」を力説している。はっきり言って、安倍氏は、自国中心のナショナリズムやナショナルな価値観をたいへん重視している政治家である。そして、安倍氏の教育観も、全く同一の傾向をもっているのである。

安倍氏は、イギリスのサッチャー元首相が1988年の教育改革で、「自虐的で偏向した歴史教科書を公平なバランスの取れた内容に変えた」ことによって、「国民は、失いかけていた英国への誇りと英国人としてのアイデンティティを復活させた」と説明し、その改革を高く評価し、そうした「英国の教育改革に学ぶべきことが多い」と繰り返し語っている（『安倍晋三対論集』20頁、『美しい国へ』202頁）。そして、安倍氏は、教育基本法の「改定」によって、「失いかけている日本への誇りと日本人としてのアイデンティティを復活したい」と考えているのである。

また、安倍氏は、宗教的情操教育についても度々言及している。例えば、5月16日の衆院本会議で安倍官房長官は、与党議員（下村博文議員）の質問に対し答弁し、「宗教的情操教育についてのお尋ねがありました。私は、この件について自説を曲げたということはありません。宗教的情操については、その内容が多義的であることから、教育基本法には想定しておりません。もとより、

宇宙や生命の神秘、自然などに対する敬虔の念については、現在でも、学校において、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること等を通じて育んでいるところであり、このような取り組みは今後とも重要であると考えております。なお、今回新たに、宗教に関する一般的教養を想定しており、今後、宗教に関する教育が適切に実施されるものと期待しております」と述べている。このように、安倍大臣の答弁は、「畏敬の念」教育の重要性と「宗教に関する教育の実施」を力説するものである。

⑥「公（おおやけ）の精神」を「個人の価値」に優先させる思想。

安倍氏の場合、〈歴史・伝統・文化〉といっても、ごく普通の意味での〈歴史・伝統・文化〉なのではなく、〈日本民族固有の歴史・伝統・文化〉を指している。例えば、安倍氏の出身派閥である清和政策研究会（自民党森派）は、「現行の教育基本法には、『民族の伝統・文化の継承』という視点が欠落している」ため、「子どもたちは、動物としての命以外に、私たちの社会に流れる大きな命を心で感じることなく育っている」と論じている（前掲『人づくりは国の根幹です』「第2章、清和政策研究会の教育基本法改正提言」）。かつて、『期待される人間像』（1966年）は、「われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある」と書いていたが、同じように自民党森派は、「動物としての命以外に、私たちの社会に流れる大きな命」について論じている。つまり、安倍氏らは、日本社会に脈々と流れている〈日本民族としての大きな命の流れ〉なるものを、「民族の伝統・文化」の歴史として重視し、それらの継承を力説しているのである。

実際、安倍氏は、「君が代」の「歌詞はずいぶん格調が高い。『さざれ石の巖となりて苔のすむまで』という箇所は、自然の悠久の時間と悠久の歴史がシンボライズされていて、わたしは好きだ。そこには自然と調和し、共生することの重要性と、歴史の連続性が凝縮されている」と書いており、〈日本民族固有の歴史や文化なるもの〉をたいへん重視している（『美しい国へ』84頁）。

安倍氏は、「君が代」の歌詞を賛美しているが、「君が代」の問題点は、この歌詞に、日本という国の「悠久の歴史がシンボライズされて」いる点にあり、日本の「歴史の連続性」なるものが「凝縮」されている点にある。これらの特徴をもっているからこそ、「君が代」は、『国家有用の人物を錬成』することを目的とした従来のかたよった国家主義的教育（※）に利用されてしまったのである（※：前掲『教育基本法の解説』からの引用）。「君が代」が「従来のかた

よった国家主義的教育」に利用された理由は、安倍氏の「特攻隊」論を読めば、明らかになる。安倍氏は、『美しい国へ』の中で、特攻隊員の歴史にふれ、「(彼らは) 死を目前にした瞬間、愛しい人のことを思いつつも、日本という国の悠久の歴史が続くことを願ったのである」と解説し、「国家のためにすすんで身を投じた人たちに対し、尊崇の念をあらわす」ことの必要性について論じている(『美しい国へ』107～8頁)。安倍氏は、自著『美しい国へ』の中で「大義に殉じる」という言葉も使っているが、個人の価値よりも、日本という国の「悠久の歴史が続くこと」を強く願い、「公」の精神を優先することが「大義に殉じること」として称賛された時代のことを美化しているのである。そして、安倍氏は、「たしかに、自分のいのちは大切なものである。しかし、ときには、それをなげうってでも守る価値があるのだ」という考え方について論じている(『美しい国へ』108頁)。

つまり、「自分のいのち」よりも大切な〈日本という国の悠久の歴史〉や〈民族のいのち〉、そして「自分のいのち・・・をなげうってでも守る価値がある」ことを、日本中の子ども・青年達の内面に深く刷り込むために、「君が代」は、戦前の教育において使われたのである。

このように、安倍氏の『美しい国へ』を熟読すれば、〈日本の「悠久の歴史」や「日本の国柄」なるもの〉を賛美する「君が代」が、なぜ、軍国主義教育につながっていったのか、その理由について理解することが可能になる。安倍氏は、「君が代」の歌詞を「率直に読んで、この歌詞のどこに軍国主義の思想が感じられるのか」と疑問点を吐露している(『美しい国へ』84頁)。しかし、「君が代」が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱に用いられてきたことがあることは、否定しがたい歴史的事実」なのである(「日の丸・君が代予防訴訟・難波判決」)。

さらに、安倍氏は、「(小泉) 総理の靖国参拝については、国のために戦った方々のために手を合わせて御冥福を祈り、そして尊崇の念を表する、この気持ちは大切な気持ちであり、私も持ち続けていきたい」と述べるなど(5月26日、「教育基本法に関する特別委員会」)、靖国参拝や靖国の論理を重視している政治家である。そして、安倍氏は「長い歴史を紡いできた日本という『美しい国』を守るためには、一命をも投げ出す確固たる決意が求められる」と語っている政治家なのである(安倍晋三『闘う政治家』宣言—この国のために命を捨てる、『文藝春秋』誌06年9月号)。これらの点をふまえると、安倍氏じしん、「『国家有用の人物を錬成』することを目的とした従来のかたよった国家主義的教育」の思想・考え方から解放されていないのではないか。そのように強く感じる。

戦前の日本では、子ども・青年一人一人の人格的価値や子ども・青年一人一

人の成長発達よりも、子ども・青年が「大義に殉じること」を最優先させてしまったのであり、教育基本法は、そうした「従来のかたよった国家主義的教育」を深く反省して制定された「教育の根本法」である。教育基本法の「第1条によれば、教育は、何よりも人格の完成をめざして行われなければならない」のであり、「ここに『国家有用の人物を錬成』することを目的とした従来のかたよった国家主義的教育から解放され、発展してやまない人間の諸特性諸能力の統一調和の姿である人格の完成をめざして教育が行われなければならないことが明示されているのである」（前掲『教育基本法の解説』）。

第4節、教育基本法「改定」をなんとしても阻止し、「教育の自由」

を守り、「子どもと教育にふさわしい世界」をとりもどそう。

以上、安倍晋三首相の「教育基本法改定」論議と「教育の再生」論について論じてきたが、最後に、いくつかふれておきたい。

第一に、安倍内閣が進めようとしている、「教育基本法改定」と「教育の再生」計画は、新国家主義的・新保守主義的な「教育改革」なのであり、「美しい国・日本」をめざす「日本の国柄」教育論にほかならず、その危険性を知らせることが求められている。教育基本法「改正」の政府案は、「第2条」案を事実上の〈道徳教育条項〉にしており、この政府案は、「国家道徳強制法」というべき危険な法律案である。仮に政府案どおりに教育基本法が改定されてしまえば、すべての教科、そして総合的な学習の時間や特別活動などの時間も、すべて国定道徳的な教育課程になってしまうのである。例えば、歴史教育の時間も、日本民族固有の伝統・文化の歴史を学び、日本への誇りや日本人としての美德を養う時間に変えられてしまうかもしれないのである。この点にかかわる問題であるが、安倍氏は、『正論』誌上の座談会「サッチャー改革に学べ！教育再興の任は国家にあり」（05年1月号）の中で、「前回（2001年）の中学校歴史教科書の採択でストライクゾーンど真ん中の記述ばかりであった扶桑社教科書の市販本は百万部近く売れて国民に支持されたにもかかわらず、教育現場での採択は惨憺たる結果になりました。現状の採択の仕組みでは、大多数の国民の良識が反映されないどころか、否定されてしまうわけです。この状況を変えていかなければならない」と述べている。このように、安倍首相は、扶桑社版教科書を美化し、〈侵略戦争と植民地支配の歴史的事実をゆがめる教科書〉が採択されない「状況を変えていかなければならない」と力説している政治家なのである。

第二に、安倍内閣が進めようとしている、「教育基本法改定」と「教育の再生」計画は、新自由主義的な「教育改革」なのであり、トップダウン方式の「国策教育推進」論にはほかならない。安倍氏が進めようとする「義務教育の構造改革」「イギリスのような学校評価制度の導入」「学校選択のためのバウチャー制の導入」「地元企業が運営する学校改革」「学校教育の多様化」等は、すべて財界団体が提唱している、「人材育成のための教育改革」そのものである。そして、安倍首相は、国家による「教育の再生」計画なるものを取りまとめ、それらをトップダウン方式で一気に徹底しようとしているのである。教育基本法「改正」の政府案をみると、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め」とあり（第17条案）、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」としている（第16条案）。この場合の「政府」とは、内閣のことであり、「国」とは、文部科学省のことである。つまり、仮に政府案どおりに教育基本法が改定されてしまえば、内閣機能と総理大臣のリーダーシップの強化の下、首相官邸主導で「教育振興基本計画」が定められることになり、その大元の計画をふまえ、文部科学省が「教育に関する施策を総合的に策定し、実施」する権限を行使し、トップダウン方式で「教育改革」をすすめることになってしまうのである。そして、安倍首相が進めようとしている「教育の再生」は、文字どおり教育基本法改定案と同じトップダウン方式の「教育改革」論なのである。

重大な点は、安倍内閣の「教育改革」が進めば、いま以上に「教育の自律性や自主性」「教育の自由」が奪われていき、教育そのものが破壊されてしまう事態になってしまう問題である。本来、教育という営みは、自由な空気の中でこそ、はつらつとした営みとなり、豊かに発展していくのであり、教育基本法は、そうした「教育の自由」を守ってきた「教育の根本法」である。しかし、「教育の自主性」保障法であった教育基本法が、今、教育基本法「改定」によって、「教育の国家統制法」に変えられようとしているのである（「国家による全面的な教育統制法」への大変質）。

また、安倍内閣による、教育基本法「改定」と「教育の再生」計画を許してしまえば、学校間競争が激化し、その中で子ども・青年は、今以上の「競争と格差の世界」におかれてしまうだろう。そして、日本の子ども・青年は、今以上の「規律と管理の世界」におかれ、国が定める「規範意識」で追いつめられることになってしまうだろう。日本政府も批准している「子どもの権利条約」は、全ての子どもが豊かな子ども期をおくるための権利を保障し、「子どもにふさわしい世界」を創造するための条約であるが、今、安倍内閣は、子どもの成

長発達にとって、「最もふさわしくない世界」をつくろうとしているのである。現行の教育基本法は、子どもの権利条約と響きあう大切な教育法規であり、「子どもと教育にふさわしい世界」を創り、発展させるために、なくてはならない「教育の根本法」である。なんとしても、教育基本法の「改定」をくいとめなければならない。